

岐阜県知事選挙

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙

～投票で わたしが決める 岐阜の未来～

投票日 平成21年 **1月25日** (日)

照会先 市選挙管理委員会
☎23-6802

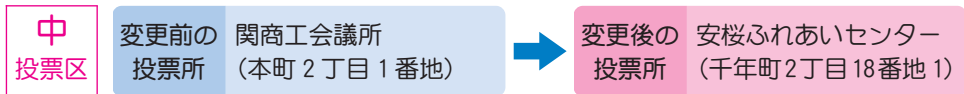
期日前投票期間 1月9日 (県議補欠選挙は1月17日)～1月24日

岐阜県知事選挙および岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙は、1月25日(日)に予定されています。棄権することなく、大切な一票を投票しましょう。

| 知事選挙 | 県議補欠選挙 |
|---------------|---------------|
| ◆告示日 1月8日(木) | ◆告示日 1月16日(金) |
| ◆投票日 1月25日(日) | ◆投票日 1月25日(日) |

投票所が変更となる投票区

※次の投票区では、投票所が変更になりますのでご注意ください。



投票時間

知事選挙および県議補欠選挙の投票時間は、ともに午前7時～午後8時です。一部の投票区では閉鎖時刻の繰上げを行いますので、ご注意ください。

新たに閉鎖時刻の繰上げを行う投票区

| 投票区 | 変更前 | 変更後 |
|-----|-------|-----|
| 市場 | 上ヶ瀬 | |
| 菅谷 | 中切 | |
| 下洞戸 | 富之保第二 | |
| 奥洞戸 | 川合 | |
| 門出 | 宮脇 | |

| 投票時間 | 変更前 | 変更後 |
|------|------------------|------------------|
| | 午前7時から 午後8時まで | 午前7時から 午後7時まで |

※市場、菅谷、下洞戸、奥洞戸、門出、上ヶ瀬、中切、富之保第二、川合、宮脇の投票区では、新たに1時間の繰上げとなりますのでご注意ください!!

閉鎖時刻の繰上げを行う投票区の一覧表

| 地域 | 投票区 | 投票所 | 閉鎖時刻 |
|-----|-------|-------------|------|
| 洞戸 | 市場 | 洞戸事務所 | 午後7時 |
| | 菅谷 | 洞戸下菅谷集会場 | 午後7時 |
| | 下洞戸 | 下洞戸活性化センター | 午後7時 |
| | 奥洞戸 | 洞戸高見集会場 | 午後7時 |
| 板取 | 白谷 | 板取白谷集会場 | 午後7時 |
| | 門出 | 板取集落センター | 午後7時 |
| | 上ヶ瀬 | 板取事務所 | 午後7時 |
| | 中切 | 板取中切集会場 | 午後7時 |
| | 保木口 | 板取保木口集会場 | 午後7時 |
| | 島口 | 板取門原集会場 | 午後6時 |
| 武芸川 | 寺尾 | 寺尾公民館 | 午後7時 |
| 武儀 | 富之保第二 | 富之保雁曾礼集会場 | 午後7時 |
| 上之保 | 鳥屋市 | 上之保鳥屋市集会場 | 午後7時 |
| | 行合 | 上之保行合集会場 | 午後7時 |
| | 川合 | 上之保生涯学習センター | 午後7時 |
| | 宮脇 | 上之保宮脇集会場 | 午後7時 |
| | 明ヶ島 | 上之保つどいの家 | 午後7時 |
| | 船山 | 上之保船山集会場 | 午後7時 |

関市へ転入した人

| 区分 | 届出日 | 投票 |
|---------------------|---------------|---|
| 岐阜県外から関市に転入した人 | 平成20年10月15日以前 | 関市で投票できます。ただし、10月8日～15日に転入届出をした人の期日前投票は、1月15日(木)以後になります。 |
| | 平成20年10月16日以後 | 投票できません。 |
| 岐阜県内の他市町村から関市に転入した人 | 平成20年10月15日以前 | 関市で投票できます。ただし、10月8日～15日に転入届出をした人の知事選挙の期日前投票は、1月9日(金)～14日(水)までは前住所地(※)、1月15日(木)以後は関市になります。 |
| | 平成20年10月16日以後 | 知事選挙は前住所地で投票できます(※)。 県議補欠選挙は投票できません。 |

投票のできる人

次の条件すべてを満たす人です。

- ① 関市の選挙人名簿に登録のある人
 - ② 満20歳以上の人(平成元年1月26日以前に生まれた人)
- ただし、次に該当する人はご注意ください。

関市から転出した人

| 区分 | 届出日 | 投票 |
|-----------------|------------------------|--------------------------------------|
| 岐阜県外へ転出した人 | | 県外へ転出した時点で投票できません。 |
| 岐阜県内の他市町村へ転出した人 | 平成20年10月7日以前に新住所地へ転入届出 | 知事選挙は新住所地で投票できます。 県議補欠選挙は投票できません。 |
| | 平成20年10月8日以後に新住所地へ転入届出 | 関市で投票できます(※)。 |

(※) 岐阜県内の市町村間で住所を移し、転入届を出した人(県内の市町村間の移動は1回に限ります。)は、前住所地で投票することになります。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要ですので、あらかじめ前住所地の選挙管理委員会へお尋ねください。

投票日前に県内の他市町村に転出した場合は、投票の際に、関市または転出先の市町村が交付する「引き続き岐阜県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)が必要です。

投票日当日、各投票所では証明書を交付できませんので、投票所へ投票に行く前に下記の交付場所で証明書の交付を受けてください。

証明書の交付場所

市役所市民課および洞戸・板取・武芸川・武儀・上之保の各事務所

- 窓口で請求に来られた方の本人確認をしますので、運転免許証などをお持ちください。
- 同じ世帯以外の方が請求する場合、委任状が必要です。

関市内で転居した人

| 届出日 | 投票日当日の投票所の場所 |
|---------------|------------------|
| 平成20年12月19日以前 | 新住所地の投票所で投票できます。 |
| 平成20年12月20日以後 | 前住所地の投票所で投票できます。 |

投票所入場券

投票所入場券は1月8日以後に郵送します。圧着はがき1枚に6人まで記載してありますので、ゆっくりと開いてから1人分ずつ切り取り、投票所へお持ちください。
※入場券をなくしたり、届かなかつたりした場合でも、選挙人名簿に登録され選挙権がある人は投票できます。投票所でその旨を申し出てください。

期日前投票制度

期日前投票制度は、投票日当日に、次のような用務などで投票所に行けない人のために、投票日前に投票できる制度です。この制度を利用して大切な一票を投じましょう。

- ① 仕事や冠婚葬祭などのため、投票時間内に投票できない見込みの人
- ② 旅行などの私用で決められた投票区域内にいない見込みの人
- ③ 妊娠や出産、病気、手術などで、投票所へ行けない見込みの人

また、指定病院などに入院(入所)している方が病院などで投票できる制度や、身体障がい者の方が郵送で投票できる制度もあります。

※詳しくは、市選挙管理委員会へお尋ねください。

期日前投票

◆期間

【知事選挙】 1月9日(金)～1月24日(土)

【県議補欠選挙】 1月17日(土)～1月24日(土)

※県議補欠選挙の期日前投票は、1月17日(土)からとなりますので、ご注意ください。

◆時間 午前8時30分～午後8時

◆場所 次のどの期日前投票所でも投票することができます。
市役所1階市民ホール、洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所

選挙公報を新聞折り込みにします

知事選挙の選挙公報を新聞の朝刊に折り込んで配布します。選挙公報は、1月中旬に新聞折り込みする予定です。

◆選挙公報を折り込む新聞

中日新聞、岐阜新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞(各朝刊、順不同)

これらの新聞を購読されていない方はお手数ですが、市の施設の窓口やふれあいセンター、広報せき常設施設、市内の郵便局、金融機関、新聞販売店に選挙公報を置きますので、お受け取りください。また、郵送を希望される方は、市選挙管理委員会までご連絡ください。